



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

ぎふ 環境保全 VOL.145

• 発行 •
令和8年
1月15日

- ◆ 【特集】
◆ 「労働安全衛生研修会」の開催
◆ 「法令講習会等」の開催
◆ 「処理施設等」の視察・研修

(一社) 岐阜県産業環境保全協会

【行政ニュース】

- ◆ 「工作物の石綿事前調査における調査者制度等について」

岐阜県環境エネルギー生活部環境管理課

【労働安全衛生】

- ◆ 「岐阜労働局からのお知らせ」

岐阜労働局労働基準部健康安全課



中橋 【高山市】

宮川にかかる飛騨高山の「中橋」は、赤と雪のコントラストが美しい冬の代表風景です。
夜間ライトアップ（12月1日～3月15日）で静寂の雪景色が情緒的に映ります。

クリーンな社会づくりをめざす
21世紀のパイオニア

株式会社フィルテック

環境計量証明事業（岐阜県 濃度第18号）

業務内容 廃棄物・水質・土壌・悪臭等の分析を行っています

産業廃棄物

水 質

土 壤

肥 料

悪 臭

放 射 線 量

- 溶出試験
- 水銀含有試験

- 地下水
- 河川水
- 工場排水
- 廃棄物処理施設
処理排水
- 浄化槽放流水

- 建設発生土
- 農用地土壤
- 底質

- 普通肥料
- 特殊肥料
- 肥料原料

- 特定悪臭物質
- 空間線量率
- 臭気指数（濃度）

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

産業廃棄物処理業

優良産廃処理業者認定取得

(処 分 業)	・燃え殻	・汚泥	・廃プラスチック類	・金属くず	・木くず	・動植物性残さ
	・紙くず	・繊維くず	・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	・ゴムくず		
	・鉱さい	・がれき類	・廃油（タールピッチ）	・ばいじん	・13号廃棄物	
(収集運搬業)	・燃え殻	・汚泥	・廃プラスチック類	・金属くず	・木くず	・動植物性残さ
	・紙くず	・繊維くず	・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	・ゴムくず		
	・鉱さい	・がれき類	・ばいじん	・廃アルカリ	・廃油	・廃酸
						・13号廃棄物

特別管理産業廃棄物処理業

優良産廃処理業者認定取得

(処 分 業)	・特定有害廃石綿等
(収集運搬業)	・特定有害廃石綿等
	・引火性廃油
	・腐食性廃酸
	・腐食性廃アルカリ
	・特定有害廃油
	・特定有害廃酸
	・特定有害廃アルカリ
	・特定有害燃え殻
	・特定有害汚泥
	・特定有害ばいじん

※許可内容詳細及び優良認定取得地域についてはお問い合わせください。

建 設 業

骨 材 販 売



EcoAction 21
認証番号 0011100

排出業者の皆様へ

産業廃棄物の処理について、
お困りの点・お悩みの点など
ございましたら、何なりと、
下記までご連絡ください。

本社／〒509-0214 岐阜県可児市広見一丁目47番地
TEL. (0574) 62-2121(代) FAX. (0574) 62-6661
E-mail : ft@filltech-jp.com

あいさつ 新年を迎えて

(一社)岐阜県産業環境保全協会会長	大坪 敬明… 2
	役員一同… 3
岐阜県環境エネルギー生活部長	平野 昌彦… 4
岐阜市環境部長	春日井裕之… 5

特集 「労働安全衛生研修会」の開催
「法令講習会等」の開催
「処理施設等」の視察・研修

(一社)岐阜県産業環境保全協会… 6

行政ニュース 「工作物の石綿事前調査における調査者制度等について」

岐阜県環境エネルギー生活部環境管理課… 14

地域だより～岐阜県・現地機関ニュース～

「特定外来種カミツキガメ」

岐阜県環境エネルギー生活部岐阜地域環境室… 18

シリーズ わがまちの環境保全と対策

「人を育み、未来につながる飛騨高山」を目指して

高山市長 田中 明… 20

労働安全衛生 「岐阜労働局からのお知らせ」 岐阜労働局労働基準部健康安全課… 21

協会だより <(一社)岐阜県産業環境保全協会>

鈴村特別会員(元副理事長)が旭日単光章を受章.....	25
濱岡理事が環境大臣表彰を受賞.....	25
理事会の開催.....	25
委員会の開催.....	25
委員会の活動.....	26

<(公社)全国産業資源循環連合会>

女性部協議会「第4回全国女性部会のつどい」.....	26
第1回資源循環と環境を考える全国大会.....	26

<中部地域協議会>

令和7年度第2回専務理事会.....	26
--------------------	----

<その他>

産業廃棄物処理関係講習会の開催.....	26
----------------------	----

<新規加入会員の紹介>..... 27

<優良産業廃棄物処理業者認定会員の紹介>..... 27

<会員数の状況>..... 27

<青年部会の動向～未来人～>..... 28

<女性部会の動向～れんげ～>..... 30

お知らせ 講習会受講料の変更について..... 32

電子マニフェストシステムの加入申込み・岐阜県内の加入状況..... 33

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入申込について..... 34

産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書..... 35

保全協Newsについて..... 36

事務局からのお願い..... 36

編集後記 石田 謙治..... 37

表紙写真 「中橋」..... フォト 高山市提供

新年を迎えて

会長 大坪敬明

新年あけましておめでとうございます。

2026年新しい年が始まります。2026年が希望に満ち溢れる一年となることを心より願い、新年のご挨拶を申し上げます。

また、昨年は協会事業へのご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

昨年を振り返りますと、産業廃棄物業界では、11月21日に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が全面施行しました。二十数年前当時、産業廃棄物処理施設がひっ迫し、不適正処理がみられる中、負のサイクル脱却に向けた循環型社会を形成しようと「3R」、「捨てればゴミ、分ければ資源」などの言葉を見聞きしましたが、これがEU諸国を中心とする国際社会情勢により、資源循環として進み始めたと感じています。

新法や法改正により、ビジネスチャンスとして新規参入されることも想定されますが、会員の皆様は、今まで真摯に取り組んできた産業廃棄物の適正処理のノウハウを生かし、ピンチをチャンスに変えることができるものと考えております。

そうした後押しをするために、協会として、新法や改正法への対応を迅速かつ的確に把握するための法改正講習会の開催や機関誌を通じての周知を行ってまいりますので、会員皆様の参加をお願いするところです。

一方、1月4日には岐阜県美濃中西部を震源とする震度2の地震が発生しましたが、想定できないのが災害です。岐阜県では、令和7年度末に向けた「岐阜県災害廃棄物処理計画」の改定を進めていますが、当協会においても、一昨年の1月に発生した能登半島地震により発生した災害廃棄物(木くず)を、石川県産業資源循環協会からの協力依頼に応え、処理を行うことができました。その際には、みなし許可や委託契約の主体などさまざまな課題も見つかりましたが、そうした課題の発見や対応は、当協会にとって良い経験となり、発災時に備えた体制づくりをより一層進めてまいります。

最後に、本年の干支は60年に一度の特別な年となる丙午です。丙午については迷信もありますが、「丙」と「午」はエネルギーと行動力の象徴とされており、新たな挑戦や飛躍に力強く前進する一年になると言われています。

新たな年の幕開けにあたり、この一年を会員皆様と共に駆け抜けていきましょう。

慶賀光春



年頭に当たり、皆様のご健勝とご隆盛をお祈り申し上げます。
本年も協会の運営にご支援、ご協力を賜りますようお願いします。

令和8年元旦

会長	大坪 敬明	理事	杉下 武夫
副会長	丹羽 武	同	鷺崎 哲也
同	木村 順一	同	高木 雅浩
同	石原 幸喜	同	田坂 浩明
専務理事	渡邊 靖信	同	濱岡 直彦
理事	石田 謙治	同	伏見 典郎
同	伊藤 博人	同	松野 守男
同	江崎 雅教	同	松原 史尚
同	北川 仁司	同	森本 稔人
同	國本 吉男	同	山田 輝幸
同	後藤 和恵	監事	纁纁 和人
同	佐々木 雅彦	同	小塚 将樹

新年のごあいさつ

岐阜県環境エネルギー生活部長
平野 昌彦

あけましておめでとうございます。

令和8年の年頭にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会並びに会員の皆様には、日頃より、環境行政とりわけ産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進に格段の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

県では、令和3年度から令和12年までの10年間を計画期間とした「第3次岐阜県廃棄物処理計画」の中間見直しを行っており、国の「第5次循環型社会形成推進基本計画」に掲げられた「循環経済への移行」を踏まえ、専門家による講演や先進事例の紹介等による循環経済の普及啓発のほかプラスチック使用製品廃棄物の分別収集を適正に実施するための市町村への支援など、循環経済に向けた新たな取組を明記していくこととしております。

また、「岐阜県災害廃棄物処理計画」については、令和6年能登半島地震などの近年の大規模災害から得られた知見や第3期岐阜県強靱化計画を踏まえ、より実効性の高い計画とするため、災害廃棄物発生量の推計値を更新するとともに、公費解体及び自費解体に係る償還制度、災害ボランティアとの連携、効果的な広報手段、仮置場の設置及び運営などに関する内容を拡充することとしております。

皆様が担っておられます廃棄物処理事業は、県民の豊かな暮らしを維持するために必要不可欠なサービスであるとともに、循環型社会の形成、脱炭素社会の実現に向け、極めて重要な役割を果たすものでありますので、引き続き、御尽力賜りますようお願いいたします。

結びに、本年が貴協会並びに会員の皆様にとりまして幸多き年でありますよう、心から祈念申し上げます。

新年のごあいさつ

岐阜市環境部長
春日井 裕 之

新年おめでとうございます。

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会の皆様におかれましては、平素より、産業廃棄物の適正処理やリサイクルの推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、地球温暖化の進行に伴う異常気象の頻発や自然災害の激甚化は、私たちの生活と産業に直接的な影響を及ぼしており、環境分野に携わる事業者の皆様並びに行政が担う役割は、これまで以上に重要性を増してきております。その一方で、物価高騰、高齢化、人手不足などの社会的な課題が産業活動にも大きな影響を及ぼしている中、貴協会の皆様方におかれましては、産業廃棄物の安定的な処理にご尽力頂き、心より敬意を表します。

さて、新たな経済の概念である「循環経済」への移行は、環境面の課題の解決に寄与するだけでなく、産業競争力の強化、経済安全保障の基盤強化等、様々な政策分野にかかわるものであり、国家戦略と位置付けられているところです。令和7年11月には「再資源化事業等高度化法」が全面施行され、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取り組みを一体的に促進するために、国、地方公共団体、業界間の連携がより一層重要なとなっています。

こうした中、本市では、令和5年5月に表明した「岐阜市ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指すとともに、ごみの減量・資源化の取り組みを、市民・事業者の皆様とともに進めてまいりました。

さらに、今年10月からは、家庭系及び事業系普通ごみの処理手数料を指定袋制で徴収する「ごみ処理有料化制度」を開始いたします。これは、更なるごみ減量・資源化のための施策であるとともに、地域のごみ処理に係る負担を軽減するための支援策として実施するものです。

制度の開始にあたっては市民の皆様への丁寧な説明と対話を重ね、ご理解とご協力を得ながら、家庭系剪定枝の資源化やプラスチックの再商品化など資源循環の取り組みも強化してまいります。

循環型社会の実現に向けて、貴協会並びに会員の皆様におかれましては、廃棄物の適正処理やリサイクルなどで培った豊富な経験と知識を基に、引き続き、ご助言並びにお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、貴協会の今後益々のご発展と会員皆様のご健勝とご活躍を、心よりお祈り申し上げまして、新年のご挨拶とさせて頂きます。

労働安全衛生研修会

総務委員会

令和7年10月16日13時30分から、OKBふれあい会館において、労働安全衛生研修会を開催しました。

セミナーの概要を以下のとおり、報告します。

[開会]

開催にあたり、森本禎人総務委員会委員長から、「会員の皆様には、研修会にご参加いただき、誠にありがとうございます。労働安全衛生研修については、7月の全国安全週間に合わせて、6月から様々な機会を通じて、既に研修や講習を受講してみえることかと思います。総務委員会として、より効果的な研修の在り方を議論し、昨年度までは、先進的な取り組みを行ってみえます企業を、実際に見て、感じることができる研修会を開催してきましたが、今回は労働安全に関する最新の話題や注意点を学ぶことにより、自らの取組みに活用してもらうことを念頭に、研修会を開催することとしました。産業廃棄物に関わる者として、廃棄物処理法を遵守することは当然ですが、他法令についても、遵守していかなければなりません。とりわけ、従業員の安全衛生は企業の基盤をなすものであり、安全衛生の確保は企業の重要な責務であると考えます。今回の研修には、中央労働災害防止協会 中部安全衛生サービスセンターから牧野 宏俊様を講師としてお迎えし、「これから進める安全衛生対策について」と題して、ご講演をしていただきます。牧野先生お忙しいところありがとうございます。この研修会が、皆様の参考になり、更なる労働安全対策が充実することを願って、開会のあいさつさせていただきます。」と開会にあたってのあいさつを行いました。



森本総務委員長



牧野 宏俊 講師

[講演]

・「これから進める安全衛生対策」について

講師：中央労働災害防止協会 中部安全衛生サービスセンター

安全管理士・衛生管理士 牧野 宏俊 様

講演は、1 労働災害と企業責任、2 災害事例 3 外国人労働者の労働災害防止対策 4 最近の法令改正の4つの話題に分けて、それぞれの注意点やポイントをわかりやすく説明されました。1つ目の労働災害と企業責任では、一般・産業廃棄物処理業は、他業種に比べて災害発生率も重篤度も高くなっている点について注意喚起がされました。さらに災害が起きると「刑事上の責任」「民事上の責任」「行政責任」「労災補償上の責任」「社会的責任」の5つの責任が企業に問われると話がありました。また、パワーハラスメントによる損失とその対応策やカスハラ対策の必要性の説明もありました。2つめの災害事例では、2つの実例を挙げて説明をわかりやすくしていただきました。3つ目の外国人労働者の労働災害防止対策では、災害の発生状況とその防止対策、特に外国人には日本語がわかりにくい点に注意してゆっくり説明すること、「はい」の受け取り方が外国人と日本人では、意味の相違が起きること、優しい日本語「ハ・サ・ミの法則」について、また、文化の違いに対する理解も必要である旨の説明がありました。最後に法令改正の概要として、労働安全衛生法では、「個人事業者等に対する安全衛生対策の推進」と「職場のメンタルヘルスを対策の推進」、「高齢者の労働災害防止の推進」などを話題に講演があり、特に職場のメンタルヘルスを対策の推進では、ストレスチェックが、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても、3年以内に1年に1回ストレスチェックが必要となると説明がありました。最後に、職場における熱中症対策の強化の内容として「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」などについて説明があり、参加者が熱心に聞き入ってペンを走らせるなど、無事に講演が終了しました。

[閉会]

今研修終了後、北川仁司総務委員会副委員長から、「本日の研修は、労働安全衛生の取組みや課題など、参加会員企業にとって、労働安全の重要性を再認識させていただく機会を与えていただき、大変すばらしい研修会となりました。ご参加いただきました皆様におかれましては、本日の研修会で得られましたことを参考に、明日からの企業における労働安全衛生に活かしていただき、無事故で事業を遂行していただきますようお願い申し上げます。最後になりますが、ご講演をしていただきました中央労働災害防止協会 中部安全衛生サービスセンター 牧野 宏俊 様に、感謝を申し上げ、研修会を終了いたします。」と挨拶を申し上げ、労働安全研修会を終了しました。



北川総務副委員長



研修風景

法令講習会等

研修指導委員会

令和7年12月1日13時30分から、グランヴェール岐山の末広の間において、法令講習会等を開催しました。

セミナーの概要を以下のとおり、報告します。

[開会]

開催にあたり、山田輝幸研修指導委員会委員長から「本日は、法令講習会等を開催いたしましたところ、多数の会員の皆様にご参加をいただき、誠にありがとうございます。例年、法令講習会を開催しておりますが、今年度は、テーマを廃棄物処理法に加え、企業にとっての健康経営の2つの分野で講習会を開催することいたしました。

最初に、企業が健康経営に取り組むときのメリットなどを岐阜県健康福祉部保健医療課健康推進室 丹羽 員代室長からご講演を頂き、次に、産業廃棄物を取り巻く環境の変化、また廃棄物処理法を含めた関係法令の改正等が行われるなど、産業廃棄物を取り巻く情勢の変化もありますことから、産業廃棄物に関する法令の動向について昨年に引き続き、岐阜県環境エネルギー生活部 工藤 喜史次長からご講演をいただきます。講師の先生方には、講演をご依頼したところ、快くお引き受け頂き誠にありがとうございます。今回の講演は、産業廃棄物の法改正など最新の情報や従業員の働きやすい環境の確保など、会員の皆様にとって、大変重要なことだと思います。

多くの内容が詰まっていますので、さっそく講習会を始めさせていただきたいと思いますが、本日の講習会が、参加されました皆様、企業にとって、実り多き講習会になりますことを祈念いたしまして、簡単ではございますが、開会にあたっての 御挨拶とさせていただきます。」と開会



早川研修指導委員



山田研修指導委員長

にあたっての挨拶を行いました。

○講習会内容

[岐阜県健康経営推進事業に取り組むメリット]

講師：岐阜県健康福祉部 保健医療課 健康推進室 室長 丹羽 員代 様



最初に、丹羽講師から「岐阜県健康経営推進事業に取り組むメリット」と題して講演していただきました。健康経営とは、「従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること」2つ目に、「従業員の健康への投資を通じていい社会を作ること」と説明され、さらに健康経営に関心が高まっている要因について、①従業員の高齢化、②人手不足、③国民医療費の増加の3つが存在するとされ、この3つの要因について、具体的な数値や事例をあげて説明がありました。また、岐阜県が施策として推進している「岐阜県健康経営推進事業」を取り上げられ、岐阜県健康経営宣言の概要、宣言するメリットとして、岐阜県健康づくり優良活動表彰の対象になること、岐阜県求職者就職支援サイト「ジンチャレ！」で宣言企業や、その中から岐阜県健康づくり優良活動表彰を受けた企業をPRすること等の説明があり、会員に対して本事業への協力依頼がありました。さらに、岐阜県健康経営宣言企業に取り組んでほしい項目として、2つの必須項目と具体的な健康づくりの取組みについて説明があり、特定健診受診率や主要死因別死亡率の推移など具体的な数値と事例を挙げて、健康診断の必要性と受診率の向上を訴えられました。参加者も年1回の健康診断の必要性を再認識されたものと思います。

特集

[産業廃棄物に関する法令の動向について]

講師：岐阜県環境エネルギー生活部 次長 工藤 喜史 様



続いて、工藤講師から「産業廃棄物に関する法令の動向について」と題して講演をしていただきました。昨年に引き続き、再資源化事業等高度化法の概要と法制定の背景について説明がありました。再資源化事業等高度化法は、脱炭素と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、新たな認定制度の創設等を施策として掲げ、令和7年11月21日に全面施行された。特に今回は、認定制度や報告公表制度等の施行が含まれており、その内容について説明がありました。廃棄物処分業者の判断基準については、省令で規定されている。また、特定産業廃棄物処分業者に対しては、環境大臣は勧告・命令が可能であること。勧告に対して正当な理由がなく従わない場合、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとなった。報告・公表制度については、特定産業廃棄物処分業者には、毎年6月30日までに、前年度における処分を行った数量、その再資源化を実施した数量を環境大臣に報告する必要があり、報告を受けた環境大臣は、報告された事項について公表することとなった。次に認定制度の説明があり、環境大臣の認定を受けた高度再資源化事業者などは、廃棄物処理法の許可の特例が適用され、その認定基準等は省令等で規定されている。各事業を行おうとする事業者は、環境省令で定める計画を作成し申請を行って、環境大臣の認定を受けることとなる。認定申請の事務手続きは、①事前相談(任意)→②申請受付→③1次審査→④2次審査→⑤認定判断→⑥通知・連絡の流れとなり、興味のある事業者の方は、環境省ホームページ内にある「申請の手引き」等を参考にしていただきたい。続いて、①高度再資源化事業、②高度分離・回収事業、③再資源化工程の高度化のそれぞれの認定事業の特例や対象となる事業などについて説明がありました。

廃棄物処理法等の点検・見直しの状況説明において、環境省は、①不適正ヤード問題への対応、②処理期限以降に覚知されたP C B廃棄物の適正処理の確保の仕組み、③災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に関する制度の点検・見直しについて検討するため、廃棄物処理制度小委員会を設置して検討を重ね、令和7年6月24日に中間取りまとめを行ったところである。その中間取

りまとめでは、不適正ヤード問題の対応としては、適正な処理を確保するための全国で統一的な法制度の創設などが必要である。P C B廃棄物に係る対応としては、高濃度P C B廃棄物の継続的な処理体制の確保とともに、低濃度P C B含有製品等にかかる管理の強化が必要である。災害廃棄物への対応としては、発災時における災害廃棄物処理の実効性を高める仕組み等の構築が必要であるとする概要についての説明がありました。会員からは「特定産業廃棄物処分業者」の要件等の質疑と講師からの回答がありました。

※上記の講演の詳細は、(一社)岐阜県産業環境保全協会HP(<https://www.gifu-hozan.jp/index.html>)の新着情報の岐阜県産業環境保全協会 令和7年度法令講習会に掲載中(令和8年3月31日まで)

[閉会]

講演終了後、江崎雅教研修指導委員会副委員長から、「まずもって、公務等ご多忙の中、私ども会員に対して、最初に企業が健康経営に取り組むときのメリットなどについて、次に産業廃棄物を取り巻く情勢として具体的な法改正の内容や国の動向等について、それぞれ大変、有意義な講演をしていただきました。岐阜県健康福祉部 保健医療課 健康推進室 丹羽室長様、岐阜県環境エネルギー生活部 工藤次長様には、感謝申し上げます。ご講演ありがとうございました。また、会員の皆様、長時間にわたり、講習会に参加いただき、ありがとうございました。今回は、法令講習会の他に1つの講演を含めての開催となりましたが、会員の皆様にとって、今後も有意義な研修会や講習会を計画してまいりますので、引き続き、事業への参加などご協力をお願いいたします。

最後に、本日の講習会の内容を、明日からの事業に活かしてまいりますので、行政の皆様におかれましては、引き続き、ご指導のお願いと、お礼を申し上げ、講習会を閉会といたします。」と挨拶を申し上げ、法令講習会を終了しました。



江崎研修指導副委員長



研修風景

「処理施設等」の視察・研修

研修指導委員会

令和7年12月4日に「処理施設等」の視察・研修として午前に三重県桑名市の(株)ケー・イー・シー桑名事業所、午後からは三重県四日市市の一般財団法人三重県環境保全事業団 新小山最終処分場を視察しました。

視察の概要を以下のとおり、報告します。

(株)ケー・イー・シー桑名事業所を訪問し、三浦代表取締役、井関取締役ら会社関係者の方の出迎えを受けて、視察研修が始まりました。最初に、バスの車内で井関取締役から、パンフレットを使用して会社の沿革、桑名事業所の焼却、中和、破碎、脱水等の中間処理施設の概要について説明がありました。特徴として説明があったのは、焼却処理の効率を上げるために濃縮装置を導入していることです。この濃縮装置は、廃液を焼却炉の廃熱を利用して10tの廃液を1tまで濃縮が可能であり、減量化したうえで焼却炉に投入しています。濃縮時に出る水蒸気は冷却してから、排水処理施設で処理しています。概要説明に続き、仮屋管理部長の案内で中間処理施設の焼却、濃縮、排水処理の各工程を視察しながら説明を受けました。参加した会員は、個々に同行された会社関係者に熱心に質問をされていました。

昼食をはさみ、次の訪問先である一般財団法人三重県環境保全事業団新小山最終処分場を視察研修しました。中川専務理事をはじめ事業団の関係者の方の出迎えを受け、建物内の会議室にて、中川専務理事のあいさつに続き、本堂管理課長の司会により、寺澤廃棄物管理部長から新小山最終処分場の概要説明がありました。埋立廃棄物の受入手続きは、書類審査→埋立基準による審査→審査対象諮問基準による確認(審査対象となった場合は埋立廃棄物審査会)→委託契約の締結→廃棄物の受入となっています。計画埋立期間は、約28年を想定しており、受入廃棄物は、汚泥が約7割を占めています。周辺環境管理として、河川水・地下水の水質検査などを実施しており、

車内での概要説明



井関取締役



集合写真(株)ケー・イー・シー桑名事業所

地域環境に配慮した緑地公園として、いこいの広場とせせらぎ緑地も整備して、住民の方に利用していただいています。

災害廃棄物についても、県の計画に災害廃棄物の処分場として位置づけられ、50万m³の受入を確保している等の概要説明後、紹介VTRをみて最終処分場の構造などを研修しました。

次に新小山最終処分場の施設のうち、今年1月から供用開始をした第4期埋立地の遮水施設に案内されました。施設総面積は、327,700m²、埋立地面積は168,300m²で埋立総容量は3,657,800m³です。埋立構造は準好気性埋立構造を採用しています。

最後に、浸出水処理施設に案内され、処理能力は650m³/日、処理方式は生物処理→凝集沈殿処理→砂ろ過処理→活性炭吸着処理→キレート吸着処理→放流となっています。

この視察先でも参加した会員は、個々に同行された事業団関係者に熱心に質問をされていました。

一般財団法人三重県環境保全事業団 新小山最終処分場施設
[管理棟 会議室]



山田研修指導委員長あいさつ



中川専務理事あいさつ

[新小山最終処分場 埋立地]



[新小山最終処分場 浸水処理施設]



視察を終えて、帰路につき、トラブルもなく順調に視察を終え、無事に解散場所である岐阜駅に到着しました。参加された会員の皆様のご協力に感謝いたします。

工作物の石綿事前調査における調査者制度等について

岐阜県環境エネルギー生活部環境管理課

石綿のばく露等の防止については、関係法令に基づき、建築物又は工作物等の解体又は改修の作業を行うときは、あらかじめ石綿の使用の有無を調査(以下「事前調査」という。)することが事業者に義務付けられています。

また、一定規模以上の建築物及び工作物の工事については、関係法令に基づき、労働基準監督署及び都道府県等に事前調査結果を報告することが事業者に義務付けられています。

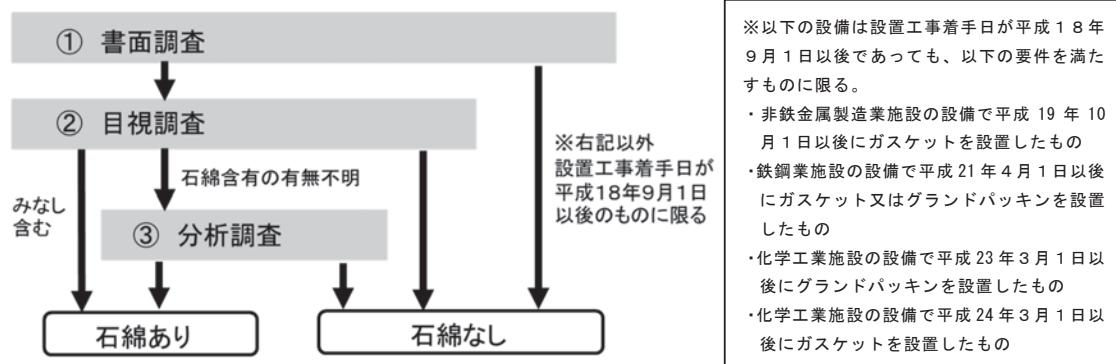
こうした中、一部の工作物について、令和8年1月1日以降着工の工事から、工作物石綿事前調査者等に事前調査を行わせることが義務付けられました。

1 規制強化の概要

施行日	規制内容
令和3年4月1日～	<ul style="list-style-type: none">規制対象建材の拡大 (レベル1, 2 → レベル1, 2, 3)事前調査の方法の法定化事前調査や作業等の記録の保存義務化 等
令和4年4月1日～	<ul style="list-style-type: none">事前調査結果の県への報告義務化
令和5年10月1日～	<ul style="list-style-type: none">建築物に係る解体等工事について資格者による事前調査の義務化
令和8年1月1日～	<ul style="list-style-type: none">工作物に係る解体等工事について資格者による事前調査の義務化

2 事前調査について

解体等工事を行う前には、「建築物石綿含有建材調査者」、「工作物石綿事前調査者」等の資格者による事前調査を行い、石綿含有建材の使用の有無を確認する必要があります。



<事前調査を行う者に必要な資格等>

解体・改修工事別の必要な資格の種類		時期
建築物	① 特定建築物石綿含有建材調査者 ② 一般建築物石綿含有建材調査者 ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者 *一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部のみに限定 ④ (一社)日本アスベスト調査診断協会に登録された者 *義務付前までに登録された者のみ	義務化 (R5.10.1~)
工作物	⑤ 工作物石綿事前調査者	◆特定工作物のうち、以下のもの 1:反応槽、2:加熱炉、3:ボイラー及び圧力容器、4:配管設備、5:焼却設備、7:貯蔵設備、8:発電設備、9:変電設備、10:配電設備、11:送電設備
	工作物石綿事前調査者又は建築物石綿含有建材調査者等(上記①②④⑤)	◆特定工作物のうち、以下のもの 6:煙突、12:トンネルの天井板、13:プラットホームの上家、14:遮音壁、15:軽量盛土保護パネル、16:鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、17:観光用エレベータの昇降路の囲い ◆特定工作物以外の工作物のうち、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去作業

<事前調査の報告対象となる工事>

建築物	解体工事	解体作業対象の床面積の合計80 m ² 以上
	改修工事	請負金額100万円以上(税込)
工作物	解体・改修工事	請負金額100万円以上(税込)

【石綿ポータル(厚生労働省)】

【石綿事前調査結果報告システム】



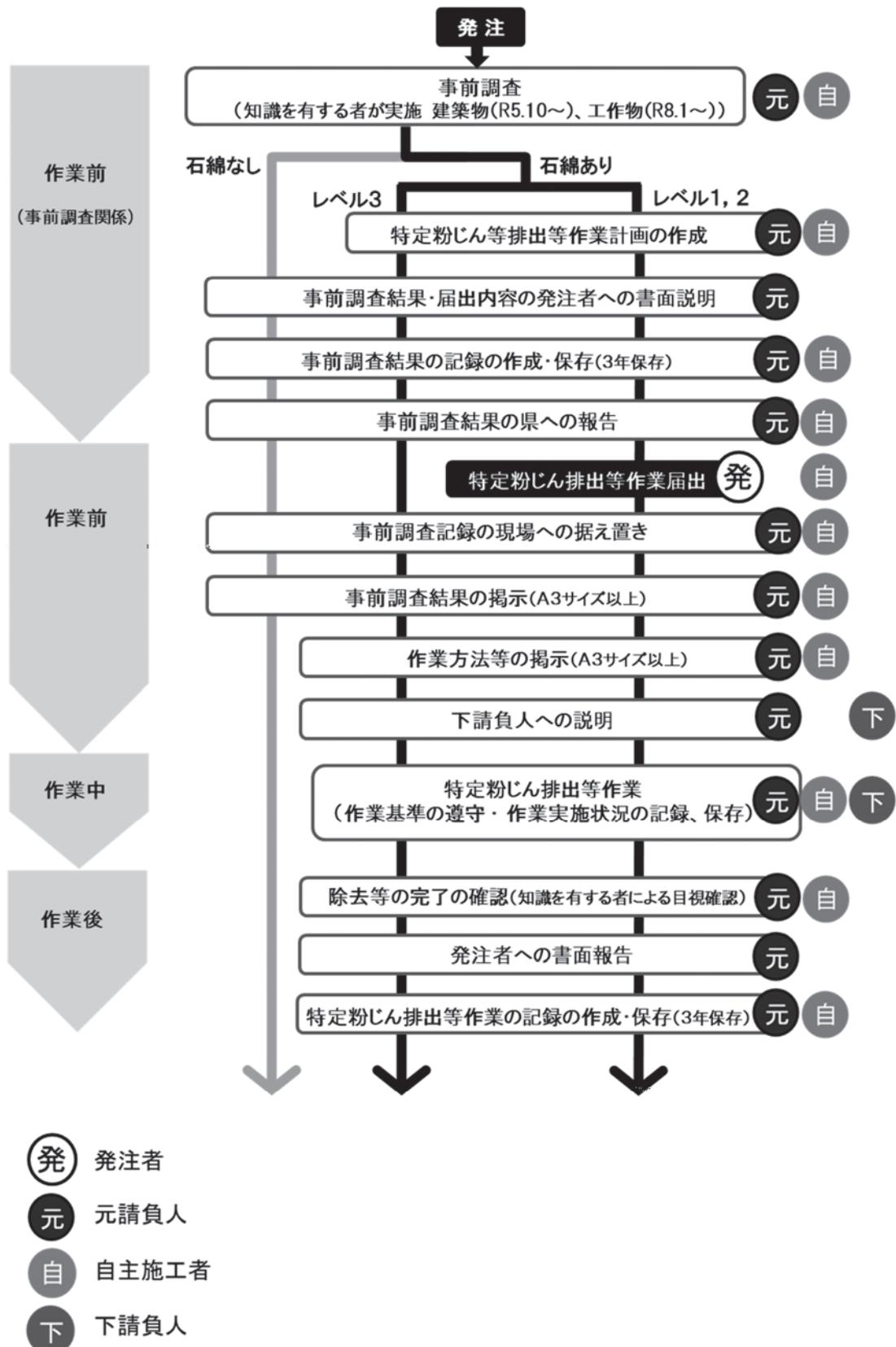
資格取得に必要な講習の受講機関に関する情報はこちらからご覧いただけます。



3 石綿含有建材の例

石綿含有建材の種類	吹付け石綿	石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材	その他の石綿含有建材(成形板、仕上塗材等)
レベル分類	レベル1	レベル2	レベル3
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い
建材の具体例	・吹付け石綿 ・石綿含有吹付けロッカーワール ・石綿含有吹付けバーミキュライト ・石綿含有吹付けパライ特	<石綿含有断熱材> ・屋根用折板石綿断熱材 ・煙突用石綿断熱材 <石綿含有保温材> ・配管保温材 ・ボイラー保温材 <石綿含有耐火被覆材> ・鉄骨耐火被覆材	・石綿含有スレート ・石綿含有けい酸カルシウム板第1種 ・石綿含有化粧セッコウボード ・石綿含有窯業系サイディング ・石綿含有仕上塗材 ・石綿含有ビニル床タイル

4 解体・改修工事に係る作業の流れ



5 石綿飛散防止対策に関する資料等について

解体等工事における石綿飛散・ばく露防止のための規制や具体的な対策については、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(厚労省・環境省)」を参考としてください。

なお、県のホームページでも規制内容などを掲載しておりますので参考としてください。

【国マニュアル】



【県ホームページ】



特定外来種カミツキガメ

岐阜県環境エネルギー生活部岐阜地域環境室

岐阜地域環境室は、岐阜県庁西側のOKBふれあい会館内にあり、管内には長良川、木曽川、根尾川及びその支流が流れています。特に長良川は、日本三大清流のひとつであり、良好な水質と豊かな生態系から、流域の食や伝統文化、歴史、経済と深く結びつき、私たち岐阜県民の生活様式や文化を育んできました。また、長良川の鮎は、川の豊かさを表す象徴であり、鮎を通じて、人の生活、水環境、漁業資源が相互に深く関わり循環する仕組みが世界に認められ、2015年には、「清流長良川の鮎」として世界農業遺産に認定されています。

その長良川の穂積大橋付近(瑞穂市)で、2025年5月にカミツキガメの幼体が捕獲されました。カミツキガメは北米から中米が原生地の淡水カメで、2005年に外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)が施行されるまで、ペット用に輸入され安価で販売されていました。背甲長約50cm、体重30kgまで成長します。寿命が長く、持て余されて野外に捨てられたと思われる個体が日本各地で見つかっており、千葉県印旛沼などでは、繁殖・定着していることが確認されています。岐阜県内では、2004～2025年の間に、岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、海津市、不破郡垂井町、可児市、土岐市といった県南部でほぼ毎年1～2個体が捕獲されており、孵化して間もない幼体が捕獲されたのは2例目となります。

カミツキガメは、水辺に生息し、食性は雑食性ですが特に肉食性が強く、魚類、両生類、貝類、水生昆虫などを捕食します。また、淡水カメとしては最も産卵数の多い種のひとつで繁殖力が強

く、1回に通常20～30個、多い時には100個以上の卵を産むことがあります。繁殖して個体数を増やせば、在来生物を大量に捕食したり在来生物のエサを奪ったり、生態系に悪影響を及ぼすことが考えられます。加えて、成長したカミツキガメは名前が示すとおり噛み付く力が極めて強く、陸に上げられた個体は攻撃的であり、大型個体に咬まれた場合は大けが



(2025年5月に捕獲された幼体)

をするおそれがあるため、外来生物法により特定外来種に指定されています。2005年から、カミツキガメの輸入、販売、譲渡、放出が原則禁止となっていますが、これまで管内では、2019年に板屋川、2020年に伊自良川中流、2022年に伊自良川下流、2025年に長良川で捕獲されており、長良川水系の上流から下流まで広く生息していることが考えられます。また、2025年に長良川で捕獲されたのは幼体であり、長良川水系での繁殖・定着が危惧されるところです。

そのため、当室では、カミツキガメ捕獲場所周辺の巡視を行っています。また、2025年10月には、岐阜県環境生活政策課が、板屋川、伊自良川、長良川における生息調査及び防除を目的とする委託事業を実施しています。

自然界に定着したカミツキガメを駆除することは容易ではなく、それを防ぐためには、早期発見、早期駆除が原則です。また、発見場所周辺の現地調査等を実施して生息状況を把握することが重要であり、こうした対応が広範囲への侵入を防止することに繋がります。もし、野外でカミツキガメと思われるカメを見つけられた場合は、手を出したり捕まえようとしたりせず、県事務所(岐阜地域においては岐阜地域環境室)または、お住まいの市町村役場までご連絡ください。



(2018年に捕獲された成体)



(カミツキガメ捕獲場所の巡視の様子)

わがまちの環境保全と対策

「人を育み、未来につながる飛騨高山」を目指して

高山市長 田 中 明

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会並びに協会員の皆様におかれましては、新春を迎え謹んでお慶び申し上げるとともに、日頃からの環境保全活動をはじめとする環境行政の推進に対しまして、格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

高山市は、岐阜県の北部、飛騨地域の中心に位置しており、東西に約81km、南北に約55kmあり、面積は2,177km²の日本一広い市です。面積の約92%は森林で占められており、また標高差も2,000mを超えるなど、地形的に大きな変化に富んでいます。北東部には槍ヶ岳、乗鞍岳、穂高連峰などの飛騨山脈を擁し、中央部には宮川、南部には飛騨川、南西部には庄川が流れしており、市内の至る所で自然を感じることができます。

本市では令和7年度から10年間を計画期間とする「高山市第九次総合計画」を策定し、「暮らす人、訪れる人が『しあわせ』を実感するまち 飛騨高山」を都市像として掲げました。併せて、環境面の総合的な計画である高山市環境基本計画を策定し、地球規模で進む環境問題に対応していくとともに、本市が誇る豊富な自然環境や豊かな社会環境を地域の人々が将来にわたって守り続けるために様々な取り組みを進めます。

重点的な取り組みとして、脱炭素地域づくりの推進と再生可能エネルギーの導入・利用促進、ごみの減量・資源化と適正処理の推進、ごみ処理施設を活用したエネルギー循環の構築、循環型林業の構築・森林機能の発揮による自然環境の保全、自然公園等の保全と利用の推進、環境教育・環境学習の充実を推進します。

特に廃棄物関連では、今年度2月に新ごみ処理施設の竣工を控えており、来年度の本稼働に向けた準備を進めております。新施設は、全国でもトップクラスの厳しい排ガス排出基準をクリアする、周辺環境に最大限配慮した施設となっております。

また、ごみ焼却時に発生する熱を利用した発電を行い、得られた電力は施設内の動力として活用します。発電に使用しない熱は、近隣の老人福祉施設へ供給するほか、冬期には構内道路の融雪に利用するなど、エネルギーの有効活用を図ります。さらに、災害発生時や停電時でも運転継続が可能で、避難所として利用もできる施設となっております。

この新ごみ処理施設の整備と環境性能を活かした運用により、飛騨高山にふさわしいクリーンな環境づくりを実現してまいります。

今後も、豊かな自然と美しい景観を守りながら、持続可能な環境保全活動に取り組んでまいりますので、引き続き皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。結びに、貴協会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

岐阜労働局からのお知らせ

岐阜労働局労働基準部健康安全課

1 岐阜県内の労働災害発生状況について

岐阜県内の休業4日以上の労働災害発生状況について、長期的には減少傾向にあったものの、平成28年以降は緩やかな増加傾向にあります。労働災害の増加傾向を食い止めるため、令和5年から5か年計画で第14次労働災害防止推進計画を策定し、令和9年までに減少に転じさせることを目指しています。



令和7年11月末時点における岐阜県内の休業4日以上の労働災害発生状況は、新型コロナウイルス感染症によるものを除いて、死傷者数は1,915人と前年同期に比べ19人(1.0%)増となっており、増加傾向が続いております。また、死者数は4人で前年同期に比べ9人減少しました。

主な業種別の労働災害発生状況は表2のとおり、製造業が629人(1.7%減)、建設業が191人(6.8%減)、運送業が178人(10.1%減)、林業が41人(20.6%増)、商業が298人(13.7%増)、保健衛生業が209人(9.4%増)などとなっており、特に第三次産業において増加傾向を示しています。

表2:岐阜県内の労働災害発生状況(令和7年11月末現在)

年別 業種	令和7年11月	令和6年11月	対前年比	対前年比 増減率
全産業	1,915 (4)	1,896 (-13)	19 (-9)	1.0%
製造業	629 (-2)	640 (-1)	-11 (-1)	-1.7%
鉱業	5 (0)	8 (0)	-3 (-0)	-37.5%
建設業	191 (-2)	205 (-6)	-14 (-4)	-6.8%
運送業	178 (0)	198 (-5)	-20 (-5)	-10.1%
陸上貨物運送事業	166 (0)	179 (-5)	-13 (-5)	-7.3%
農林・畜産・水産業	76 (0)	66 (0)	10 (0)	15.2%
林業	41 (0)	34 (0)	7 (0)	20.6%
商業等の事業	836 (0)	779 (-1)	57 (-1)	7.3%
商業	298 (0)	262 (-1)	36 (-1)	13.7%
小売業	214 (0)	194 (0)	20 (0)	10.3%
保健衛生業	209 (0)	191 (0)	18 (0)	9.4%
社会福祉施設	152 (0)	154 (0)	-2 (0)	-1.3%

労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数です。なお、()は死者数で内数です。

労働安全衛生

事故の型別で見ると、表3のとおり、「転倒」が28.5%を占めており、続いて「墜落・転落」16.3%、「動作の反動等」12.9%、「はざまれ等」11.7%、「切れ・こすれ」6.1%と続いています。また、「転倒」と「動作の反動・無理な動作」を合わせた行動灾害は全体の41.4%と4割以上を占めており、労働災害を減少させるためには行動灾害防止対策が重要です。

起因物別で見ると、表4のとおり、「床面・通路」によるものが19.7%で最も多く、次いで、「起因物なし」が10.0%、「用具」が9.6%、「仮設物等」が8.8%、「動力運搬機」が8.6%、「人力機械工具等」が6.1%の順で多くなっています。

「床面・通路」は表3の「転倒」の起因物に分類される事例が多く、「起因物なし」は「動作の反動等(腰痛)」の起因物と分類される事例が多くなっています。

年齢別に見ると、表5のとおり、50歳代が25.2%で最も多く、次いで60歳代が21.5%、40歳代が17.0%、70歳以上が11.7%の順となっており、50歳以上の労働者が全体の約6割、60歳以上の労働者が全体の3割以上を占めています。

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」を参考とし、各事業場において高年齢労働者が安心して安全に働く職場環境づくりに努めてください。

表3：事故の型別 労働災害発生状況

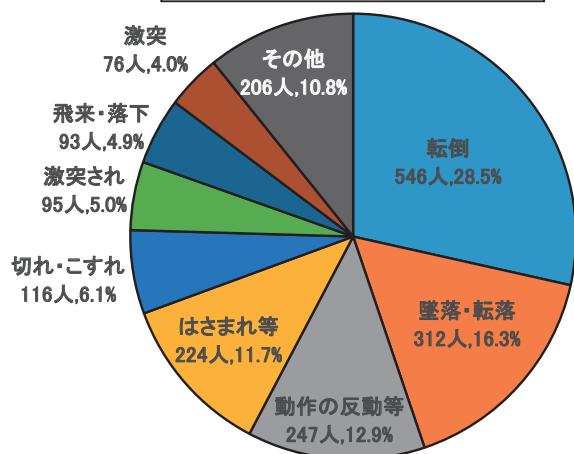


表4：起因物別 労働災害発生状況

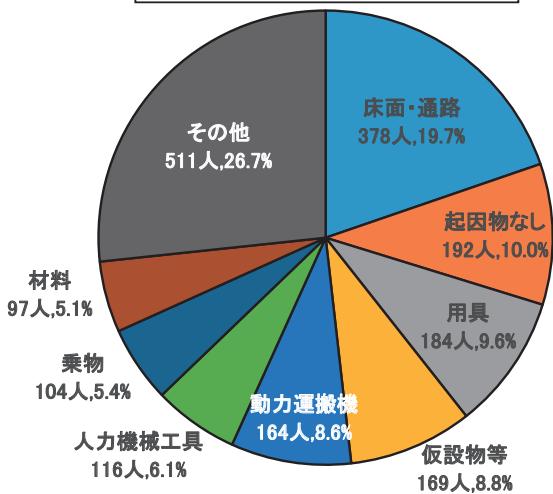
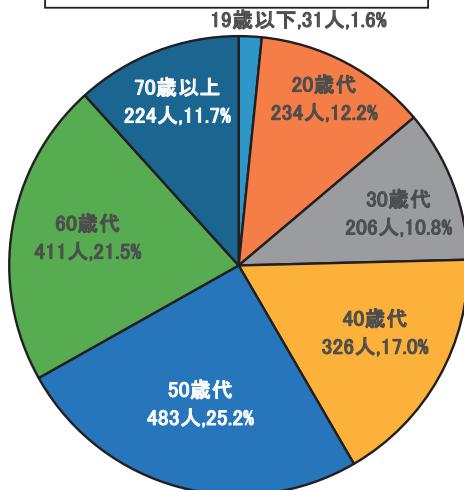


表5：年齢別 労働災害発生状況



2 職場のメンタルヘルス対策の推進について

精神障害の労災支給決定件数は増加傾向にあり、平成14年度に100件であったものが、令和6年度には1055件と10倍以上に増加し、過去最多となりました。精神障害の原因となった出来事は、「パワハラを受けた」「仕事内容・仕事量の(大きな)変化」「カスハラを受けた」「セクハラを受けた」等が多く、事業場規模別に見ると、労働者数に比例して発生しており、小規模事業場においても多く発生しています。



事業場におけるメンタルヘルス対策については、メンタルヘルス不調の未然防止の観点で、平成27年12月にストレスチェック制度が導入されました。しかし、令和7年5月14日に公布された改正労働安全衛生法(令和7年法律第33号)により、3年以内(最長で令和10年5月まで)に、全ての事業場にストレスチェックが義務化されることになりました。

事業場における労働者のメンタルヘルスケアは、メンタルヘルス不調を未然に防止する「一次予防」、メンタルヘルス不調を早期に発見し、適切な対応を行う「二次予防」及びメンタルヘルス不調となった労働者の職場復帰を支援する「三次予防」に分けられます。ストレスチェック制度は、これらのうち特に一次予防のための措置を強化する観点から導入されていますので、当該制度の推進等を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策の促進を図ってください。

3 化学物質管理強調月間について

化学物質管理強調月間は昨年度に新たに創設され、本年度も令和8年2月1日から2月28日までの間、実施されます。

厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、第2回化学物質管理強調月間を、展開することにより、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとと

労働安全衛生

もに、化学物質管理活動の定着を図ることとしています。

本年度のスローガンは、「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」です。

事業場の皆様におかれましては、下に示す項目について貴社の管理状況を点検いただいたうえで、化学物質による危険、健康障害の防止に関する取組を行っていただきますようお願いします。

1	事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント(R A)対象物であるかを把握していますか。
2	化学物質管理者を選任していますか。
3	R Aを実施していますか。
4	R Aの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。
5	安全データシート(S D S)とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。
6	保護具着用管理責任者を選任していますか。
7	ラベル表示を行い、S D S等による通知を行っていますか。



【化学物質対策に関するQ & A】

【表示・通知対象物質】

【新たな規制に関するQ & A】

(ダウンロードリンク)

4 高年齢労働者の労働災害防止の推進について

改正労働安全衛生法(令和7年法律第33号)により、高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理その他の必要な措置を講ずることを事業者の努力義務とされました(令和8年4月1日施行)。

現在、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)において、安全衛生管理体制の確立(リスクアセスメントの実施等)、職場環境の改善(ハード・ソフト面の対策)、高年齢労働者の体力の状況把握などの取組を求めており、これを参考に新たに指針を定め、当該指針に従い、事業者又はその団体に対して必要な指導、援助等を行うこととしています。

令和3年4月1日から施行されている改正高年齢者雇用安定法により70歳までの就業機会の確保が努力義務化されており、最近の人手不足と相まって、就業者の高年齢労働者が占める割合が増加しています。そのような状況の中、労働災害のうち、高年齢労働者が占める割合も増加傾向にあり、年齢が上昇するに従い、休業日数も長期化する傾向があります。

各事業場においては、高年齢労働者が安心して安全に働く職場環境づくりに努めていただきますよう、お願いします。

⟨(一社)岐阜県産業環境保全協会⟩

○鈴村特別会員(元副理事長)が 旭日単光章を受章

特別会員の鈴村兼利様が、秋の叙勲で環境衛生の功績が認められ旭日単光章を受章されました。

○濱岡理事が環境大臣表彰を受賞

濱岡直彦理事が「令和7年度循環型社会形成推進功労者(産業廃棄物関係事業功労者)」として栄えある環境大臣表彰を受賞されました。グランドメルキュール札幌ポールルームA Bにおいて環境省環境再生・資源循環局の角倉一郎局長から授与されました。

また、協会では12月1日(月)開催の第3回理事会に先立ち、大坪会長より記念品を贈り受賞をお祝いしました。



環境大臣表彰式

○理事会の開催

「第3回理事会」

令和7年度第3回理事会が、令和7年12月1日(月)に「ホテルグランヴェール岐山」で開催されました。

最初に報告事項として次の事項が報告されました。

(1)会議報告

- ・令和7年度中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議
- ・(公社)全国産業資源循環連合会第15回定期総会・会長表彰式及び法人化40周年記念式典
- ・中部ブロック災害廃棄物対策セミナー(Web会議)
- ・第23回大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会 幹事会(Web会議)
- ・(公社)全国産業資源循環連合会中部地域協議会令和7年度第1回会長会議
- ・(公社)全国産業資源循環連合会中部地域協議会令和7年度第1回全体会議
- ・第1回「資源循環と環境を考える全国大会」
- ・(公社)全国産業資源循環連合会中部地域協

議会令和7年度第2回専務理事会議

- ・(公社)全国産業資源循環連合会令和7年度全国正会員事業研修(Web会議)

(2)委員会等報告

- ・総務委員会
第2回委員会の開催結果について
活動報告について
- ・研修指導委員会
第2回委員会の開催結果について
活動報告について
- ・広報編集委員会
第2回、第3回委員会の開催結果について
活動報告について
- ・組織強化委員会
第2回委員会の開催結果について

(3)青年部会動向について

- ・役員会(6月～11月 計6回)の開催結果について
- ・大分県産廃施設視察研修事業(7月4日)の参加について
- ・「第15回カンファレンスinさっぽろ」(10月30日)への参加について

(4)女性部会動向について

- ・役員会(5月～11月の計2回)の開催結果について
- ・全国産業資源循環連合会女性部協議会「第4回全国女性部会のつどい」への参加(10月31日)について
続いて次の議案について審議が行われ、原案どおり承認されました。

第1号議案 新規加入会員の承認について
最後にその他として次の事項が報告され閉会されました。

その他

- (1)産業廃棄物対策基金の運用状況
- (2)会計収支報告(9月末)について



第3回理事会

○委員会の開催

- ・広報編集委員会(書面協議)

「協会報『ぎふ環境保全』第145号の編集方針」及び「協会リーフレット」について書面で協議を行いました。

事業活動としては、10月に「協会報第144号」を作成・配付し、11月に協会リーフレット作成し、12月には、8年版当協会オリジナルカレンダーを作成・配付しました。

○総務委員会の活動

・労働安全衛生研修会

令和7年10月16日(木)OKBふれあい会館で開催され、中央労働災害防止協会の牧野宏俊講師から、「これから進める安全衛生対策」について講義をいただきました。協会員49名が受講されました。(詳細は、特集P6で)

・電子マニフェスト操作体験セミナー

(公財)日本産業廃棄物処理振興センター主催で令和7年11月11日(火)ソフトピアジャパンセンター・ドリームコアにおいて開催され、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター電子マニフェストインストラクタ吉田紗佳様によるパソコンで電子マニフェストのデモシステムを利用しての操作を体験しました。午前、午後の2回開催し受講者は併せて52名でした。

○研修指導委員会の活動

・法令講習会等

令和7年12月1日(月)ホテルグランヴェール岐山で開催され、岐阜県健康福祉部保健医療課健康推進室 丹羽室長から「岐阜県健康経営推進事業に取り組むメリット」、岐阜県環境エネルギー生活部 工藤次長から「産業廃棄物に関する法令の動向」についての講義をいただきました。協会員59名が受講されました。(詳細は、特集P8で)

・「処理施設等」の視察・研修

令和7年12月4日(木)午前に三重県桑名市の(株)ケー・イー・シー桑名事業所、午後からは、三重県四日市市の一般財団法人三重県環境保全事業団 新小山最終処分場を視察しました。協会員28名が参加しました。(詳細は、特集P12で)

〈(公社)全国産業資源循環連合会〉

○女性部協議会「第4回全国女性部会のつどい」

令和7年10月31日(金)午前11時から、北海道札幌市グランドメルキュール札幌大通公園エンプレスホールで開催され、講演会が行われました。

当協会から後藤理事をはじめ女性部会員4名が出席しました。

○第1回資源循環と環境を考える全国大会

令和7年10月31日(金)午後2時から、北海道札幌市グランドメルキュール札幌大通公園ボールルームA Bで開催され、講演と環境大臣表彰式典が行われました。

当協会からは、大坪会長と環境大臣被表彰者の濱岡理事が出席しました。

○令和7年度全国正会員事業研修

令和7年11月27日(木)Web会議で開催され「令和7年度公益法人改革について」説明がされました。

当協会からは、長澤事務局長、小野書記が出席しました。

〈中部地域協議会〉

○令和7年度第2回専務理事会議

令和7年11月26日(水)に開催され、当協会会議室で「災害廃棄物処理に関する相互支援協定について」協議を行った後、岐阜県輪之内町の「(株)エフピコ 中部リサイクル工場」の視察を行いました。

当協会からは渡邊専務理事、長澤事務局長が出席しました。

〈その他〉

○産業廃棄物処理関係講習会の開催

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが主催し、当協会が協力する方法で開催している講習会で、事前にパソコン等で講義動画を視聴して、その後、会場で試験を受ける2段形式で行いました。

結果につきましては下記のとおりです。

【産業廃棄物処分課程講習会(新規)】

(オンライン形式、収集運搬課程同時開催)

開催日・場所 11月18日(火) 午前

OKBふれあい会館

受講者 17名

【産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処分課程講習会(更新)】

(オンライン形式、収集運搬課程同時開催)

開催日・場所 11月18日(火) 午前

OKBふれあい会館

受講者 28名

【産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬課程講習会(更新)】

(オンライン形式)

開催日・場所 11月18日(火) 午後

OKBふれあい会館

受講者 121名

新規加入会員の紹介

加入日	会員名 代表者職氏名	住所 電話番号	会員区分
12月1日	株式会社 鉄組 代表取締役 鉄 勇貴	〒506-0802 岐阜県高山市松之木町1270-62 ☎0577-32-8318	正会員
12月1日	株式会社 Y & R 代表取締役 佐田 龍二	〒501-3701 岐阜県美濃市1204 ☎090-2619-9049	正会員
12月1日	加藤 直之	〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦2-13-30 名古屋伏見ビル1階 (株)ライフプラザパートナーズ 名古屋FA第一営業部 ☎052-203-1040	賛助会員

優良産業廃棄物処理業者認定会員の紹介

会員名	住所	電話	認定年月日	許可区分
エコテック(株)	〒503-0322 海津市平田町土倉字江東478	(0584)66-4781	令和7年3月20日	岐阜県 ・産業廃棄物収集運搬業
高和興業(株)	〒490-1445 愛知県海部郡飛島村字金岡53-3	(0567)55-0002	令和5年12月20日	岐阜県 ・産業廃棄物収集運搬業

会員数の状況

正会員	285
賛助会員	56
特別会員	2
合計	343

(令和8年1月1日現在)

〈青年部会の動向～未来人～〉

○教育研修事業「やらなやらなとDX、やるなら今でしょAI習得～くすぶつてるその考え方を行動に～」開催

令和7年9月12日(金)に岐阜市ドリームシアター岐阜で「やらなやらなとDX、やるなら今でしょAI習得～くすぶつてるその考え方を行動に～」をテーマに株式会社WEAVE 久保様を講師で招き、DX・生成AIに関する研修会を行いました。生成AIに関する基礎雑学や、実際にChatGPTを使ってのいろいろな体験を行い、新しい気づきを得ることができました。

また、今回の事業は青年部に所属していない岐阜県産業環境保全協会のオブザーバーの方、女性部の方達にも参加していただき、我々青年部の活動への理解もしていただけたと思っております。

今回の事業ですが、青年部会員の皆様からとてもたくさんの高評価をいただきました。これからもこうした新しいことへのチャレンジを青年部の活動を通して行っていきたいです。



研修会後みんなで記念撮影



研修中の様子

○「全国産業資源循環連合会青年部協議会第15回カンファレンスinさっぽろ」に参加してきました

令和7年10月30日に北海道札幌市で開催されました、「全国産業資源循環連合会青年部協議会第15回カンファレンスinさっぽろ」に岐阜県からは3名参加してきました。

47都道府県の青年部会長と副会長が札幌の地に集まり、青年部の在り方や会員拡大について熱い議論を交わしました。今年で15回目を数えるカンファレンスは、他都道府県の活動内容について知れる貴重な場です。



カンファレンス前に中部ブロックメンバーで記念撮影

ここで学んだことや感じたことを岐阜県にしっかり落とし込み、よりよい青年部活動ができるよう精進して参ります。

○役員会を次のとおり開催しました。

令和7年度第6回役員会(9月25日開催)、第7回役員会(10月23日開催)、第8回役員会(11月27日開催)を開催しました。

議題について

- ・10月開催のカンファレンスinさっぽろについて
- ・2月開催予定の啓発普及事業について
- ・12月開催予定の忘年会について

○青年部会に加入しませんか_ ^)/＼(^。

当部会は部会員相互の融和親睦と理解を深め産業廃棄物の適正な処理及び再資源化等に関する知識、技術の習得等教養を高め、企業経営者として人格形成を目指しています。

当協会会員の方だけでなく、会員企業後継者や会員企業の従業員の方でも、加入したい、話を聞いてみたいと思われる方は(一社)岐阜県産業環境保全協会事務局(TEL058-272-9293)までご連絡ください。



GIFU_SKHK_SEINENBU

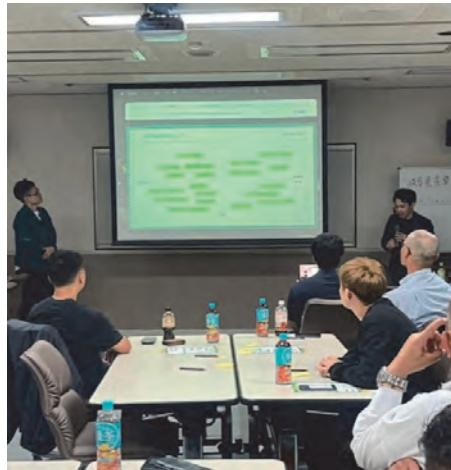
〈女性部会の動向～れんげ～〉



9月12日 「やらなやらなと DX、やるなら今でしょ AI 習得 ～くすぶつてその考え方を行動に～」

岐阜県産業環境保全協会青年部会が主催する事業に参加し、AIを業務で活用するための実践的な学びの場を設けました。

当日は、まず身近なAIアプリの使い方についてのレクチャーが行われ、その後は参加者同士のグループワークを通して、実際にAIをどのように業務に入していくかを体験的に学びました。「AIでどんなことができるのか知ることができ、仕事にも便利に使えるとわかった」「AIに対して漠然とした不安があったが、今回をきっかけに活用してみようと思った」といった声が聞かれました。また、AI利用における情報漏洩のリスクとその対策について



学べた点も好評で、安心して活用するための知識を得られた有意義な時間となりました。

今後も、業務効率化につながる新しい知識を積極的に取り入れ、学びを深めていける機会をつくりていきたいと思います。

10月31日 全国産業資源循環連合会女性部協議会第4回全国女性部会のつどい

北海道にて資源循環をテーマとした全国産業資源循環連合会女性部協議会第4回全国女性部会のつどいが開催されました。全国産業資源循環連合会女性部協議会の二木会長より、全国大会に向けた激励のお言葉をいただいた後、株式会社旭川浄化一・吉田 学氏による「北の大地における資源循環と産廃処理」の講話が行われました。鹿追町でのAI活用や地域資源を生かした循環型まちづくりの取り組みは、参加者に多くの学びを与えました。

続いて、株式会社アンビエンテ丸大・西野尾 孝子氏より、SDGsを踏まえた企業の環境活動や地域連携の重要性についてお話をいただきました。例会後は、同社のリサイクル原料を使ったトマトジュースを試飲し、和やかな雰囲気で交流が深まりました。

女性部会は、今回の学びを生かし、今後も地域とともに歩む活動を続けていきます。



部会長の言葉 — 仲間とともに

昨年一年、女性部会の活動にあたたかいご理解とご協力をいただき、本当にありがとうございました。まずはこの場をお借りして、部会員の皆さん、そして活動を支えてくださったすべての方々に、心から感謝申し上げます。振り返りますと、この一年は「人とのつながり」をこれまで以上に強く感じた一年でした。

岐阜県内の活動から、中部、そして全国へと活動の場が広がる中で、女性部会にはいつも笑顔があり、支え合うあたたかな空気がありました。忙しい日々の中でも「少しだけ顔を出してみよう」「仲間に会いたい」と集まってくれた皆さんの姿に、私は何度も励まされてきました。

新しい仲間を迎えたことも、とても嬉しい出来事でした。初めは緊張しながら参加していた方が、回を重ねるごとに笑顔を見せ、意見を出し、やがて部会の大切な一員として活躍していく——

その姿一つひとつが、女性部会の力そのものだと感じています。

北海道で開催された全国女性部会のつどいへの参加では、全国で活躍する多くの女性たちの姿に触れ、「私たちの活動は、決して小さなものではない」という勇気をいただきました。環境に関わる仕事に誇りを持ち、それぞれの立場で前に進む姿これからの女性部会の歩みにとって大きな道しるべになったと思います。



機内から望む北海道の夜景

～女性部会に加入しませんか？～

当部会は部会員が気軽に日頃の悩みや、困ったことなどの情報交換や、交流ができる会であり、楽しく活動しています。また産廃業務の勉強会や異業種見学など学べる場もあります。当協会会員の方だけでなく、会員企業の従業員の方でも、加入したい、話を聞いてみたいと思われる方は（一社）岐阜県産業環境保全協会事務局（TEL058-272-9293）までご連絡ください。



お知らせ

講習会受講料の変更について

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターより、近年の講習会等に係る経費の価格上昇に伴い、2026年度より講習会受講料を次のとおり変更する旨の連絡がありましたので、お知らせします。

(税込)

講習会課程名		オンライン受講料		対面受講料	
		現行 (2025年度)	改定後 (2026年度)	現行 (2025年度)	改定後 (2026年度)
新規	産業廃棄物の収集・運搬課程	25,300円	27,500円	29,700円	33,000円
	産業廃棄物の処分課程	39,600円	42,900円	48,400円	53,900円
	産業廃棄物の収集・運搬課程と処分課程 (同時受講)	57,200円	62,700円	67,100円	74,800円
	特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程	37,400円	40,700円	46,200円	51,700円
	特別管理産業廃棄物の処分課程	56,100円	61,600円	68,200円	75,900円
	特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程 と処分課程(同時受講)	83,600円	91,300円	97,900円	108,900円
更新	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の 収集・運搬課程	16,500円	17,600円	19,800円	22,000円
	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の 処分課程	20,900円	22,000円	24,200円	27,500円
	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の 収集・運搬課程と処分課程(同時受講)	33,000円	35,200円	38,500円	41,800円
特責	特管責任者講習会	13,200円	14,300円	13,750円	15,400円
	医療関係機関等を対象にした特管責任者 講習会	13,200円	14,300円	13,750円	15,400円
PCB	PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者 講習会	12,100円	13,200円	—	—

〈電子マニフェストシステム(愛称：JWNET)の加入申込み〉

—事業者のマニフェスト事務の効率化のために—

① 申込み方法

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターホームページのWeb申込フォームから申込みしてください。

② 利用料金

(1) 排出事業者

利用区分	A料金	B料金	C料金 (団体加入料金)
基 本 料 (1年間)	26,400円	1,980円	110円
使 用 料 (登録情報1件につき)	11円	(90件まで無料) 22円	(5件まで無料) 22円
利用区分の目安と なる年間登録件数	2,401件以上	2,400件以下	—

排出事業者の加入単位 排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など

(2) 収集運搬業者

(3) 処 分 業 者

利用区分	(2) 収集運 搬業者	(3) 処 分 業 者		
		処分報告 機能のみ ※1	処分報告機能 + 2次登録機能※2	
			A料金	B料金
基 本 料 (1年間)	13,200円	13,200円	26,400円	13,200円
使 用 料 (登録情報1件につき)	—	—	11円	(90件まで無料) 22円
利用区分の目安と なる年間登録件数	—	—	1,381件以上	1,380件以下

※1 処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金です。

※2 上記1の機能と併せて、中間処理後の残さを電子マニフェスト登録(2次マニフェスト登録)する機能の料金です。

収集運搬業者の加入単位

業者単位で加入、1業者の複数加入も可能

処分業者の加入単位

処分事業場単位(同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能)

③ 問い合わせ先

(公財)日本産業廃棄物
処理振興センター

ホームページアドレス

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>
JWNETサポートセンター

▼電話サポート 対応時間
【平日 9:00~12:00、13:00~16:30】

電話 : 0800-800-9023

(フリーアクセス、通話料無料)

※IP電話等フリーアクセスをご利用で
きない場合は、03-5807-5914までお
かけください。

岐阜県内の加入状況

令和8年1月5日現在

加入区分	加入者数
排出事業者	5,413
収集運搬業者	566
処分業者	185
合 計	6,164

お知らせ

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入申込について

マニフェストの返品・交換は行っておりません。よくお確かめのうえ、申込みください。

マニフェストは、発送及び協会窓口にて購入できます。

発送	申込書にご記入の上、FAXにてご送信ください。 申込書の記載内容を確認後、翌営業日(土日祝日を除く)に発送します。(日本郵便(株)「ゆうパック」にてお届けします。) (ただし、在庫がない場合及び協会の行事、その他諸事情により、発送が遅れる場合もありますので、予めご了承ください。)
送料 (下表参照)	購入者負担となります。(当協会の正会員・賛助会員は、送料無料)
支払	請求書を発行します。代金及び送料は、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行へ振込ください。なお、振込手数料は購入者負担となります。 (初回に限り、代金及び送料を前納とさせていただくことがあります。) 払込取扱票での振込を希望される場合は、郵便局窓口備え付けの用紙をご利用ください。(振込手数料は購入者負担)
各種連続票	各種連続票は、申込書受信後に発行元より取り寄せる場合がございます。 その場合はお届けするのに1週間前後かかりますので、ご了承ください。
協会窓口	現金と引換にて購入できます。来所日前日までに購入申込書をFAXにて送信ください。 協会行事等にて事務所を閉所する場合があります。閉所日時は協会WEB「新着情報」にて確認ください。 協会WEB https://www.gifu-hozan.jp 販売時間 9時～12時、13時～16時30分(土日祝を除く)

購入申込書は 協会WEB <https://www.gifu-hozan.jp/manifest.html> ページ内からダウンロードすることができます。

送料

消費税込

地域	岐阜県内			東海(岐阜県除く)・関東・信越・近畿		
種類 数量	直行用	積替用	建設系	直行用	積替用	建設系
単票1箱	622円			668円		
単票2箱	622円	858円		668円	911円	
単票3～5箱	858円		1,101円	911円		1,139円
連続票1ケース	858円	1,101円		911円	1,139円	

〒500-8384 岐阜市薮田南1-11-12 岐阜県水産会館内
(一社)岐阜県産業環境保全協会 TEL058-272-9293
FAX058-272-6764

2026.1

FAX058-272-6764

購入後のマニフェスト返品・交換は行っておりません。よくお確かめのうえ、申込ください。

購入方法 ご希望の購入方法に印をつけてください。(無記入の場合は、発送します。)	
<input type="checkbox"/> 発送 (翌営業日に発送します。協会行事等で発送が遅れる場合もございますので、予めご了承ください。) 土曜日に荷物の受取 可・否	
<input type="checkbox"/> 協会窓口で現金購入 (予め購入申込書をFAXにて送信ください。)	
来所年月日 年 月 日 時頃 (販売時間 9:00~12:00、13:00~16:30)	

産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書

単票1箱=100セット入、連続票1ケース=500セット入

管理票（マニフェスト）の種類		価格 消費税込	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会 発行	単 票	3,300円	箱
	連続票	16,500円	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会 発行	単 票	3,300円	箱
	連続票	16,500円	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設六団体副産物対策協議会 発行	単 票	2,700円	箱
	連続票	13,500円	ケース
事務局使用欄		送 料	円
		合 計	円
		消費税(10%)	円

申込日	令和 年 月 日	
住 所	〒 —	
会 社 名	フリガナ	
代表者氏名		担当者氏名
電話番号		FAX番号

事務局使用欄	
払出番号	確認日
NO _____ ~ _____ NO _____ ~ _____	

お知らせ

○保全協Newsについて

令和7年10月24日(第222号)で会員の皆様にお知らせした内容は次の項目です。

- 1 物資の流通の効率化に関する法律(改正物流法)の施行について
- 2 「令和7年度産業廃棄物処理検定(廃棄物処理法基礎)第10回」開催のご案内について

各種お知らせ(随時分)

会員の皆様にメール、FAX及び郵送によりお知らせした内容は次の項目です。

・ FAX送信

石綿飛散防止対策等に関する研修会の開催について

・ 郵送

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の全面施行について

事務局からのお願い

※会員各位

○社名・代表者職氏名・所在地・電話番号・FAX番号に変更が生じた場合は、事務局へFAXにてご連絡ください。

○ホームページを開設された場合は、ホームページのアドレスを事務局へFAXにてご連絡ください。

○電子マニフェストに加入された場合は、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター発行の電子マニフェスト加入証の写しを事務局へ送付ください。

※正会員(処理業者)各位

○許可証の内容に変更が生じた場合は、該当する許可証の写しを速やかに事務局へ送付ください。

○許可更新後に許可証の写しを事務局へ送付ください。

保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長 石田謙治
副委員長 伏見典郎
杉下武夫 中村好江 長谷川光彦
濱岡直彦 松並壱成 宮崎進

編集後記

世界最大の木造建築物 大屋根リングにまつわる話

2年前に編集後記を執筆した際に、先ほど閉幕した関西万博の巨大な木造建築物について触れました。実際に見てみると驚くほど巨大で、これほどのものが木できていることに驚きを感じました。世界最大の木造建築物としてギネスにも認定されました。

多くの人が大屋根リングの上を行き交い、下の日陰では休憩するなど安全性も確保されたモニュメントとして機能していました。

四国や福島といった日本中から杉、ヒノキを集め、CLT(直交集成材)といった最新の技術と日本の伝統的な建築技術が融合した印象に残る建築物でした。

西洋の石造りの文明に対して日本の木の文化の建築物は世界からの訪問客に対する良いアピールになったと思います。

個人的には夜間にライトアップされた大屋根リングが水面に映って上下対称に映った景色が非常に美しく思い出されるところです。

惜しまれながら閉幕した会場の解体工事が進む中、今後、この大屋根リングはどうなっていくのか気になって調べてみました。現在の議論としては、レガシーとして一部の保存、建材としての活用等が模索されているそうです。

関西万博で大屋根リングとして使用された木材は集成材です。あれだけの大規模な構造物に大量の木材を使用するのであれば、集成材は非常に有効な製品であり、品質もサイズも均質なものを用意できるエンジニアリングウッドは素晴らしい選択です。

分解された大屋根リングは各地で建材として再利用が検討されていますが、再利用を前提にされているため床材や壁材としての利用がしやすいとのことです。

無垢材と違い集成材は接着剤を使用しているため、いずれは経年で劣化し木材としての価値は下がり、廃棄物となります。その際はチップ化でボード原料や燃料チップ化することで有効利用され、木材としての一生を全うすることでしょう。

各地で伐採年齢を迎えた木材が建材になり役目を終えて紙や建材となり最後にはエネルギーとして利用され、また山に植林をしていく、そんな循環が万博を通じて体感できました。

2025年12月15日 記 石田謙治

令和8年1月15日発行

第145号

編集発行 一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会
会長 大坪敬明

〒500-8384 岐阜市薮田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階
TEL <058>272-9293 FAX <058>272-6764
<https://www.gifu-hozon.jp>
E-mail info@gifu-hozon.jp

印刷西濃印刷株式会社



協会のシンボルマーク

協会ホームページへのバナー広告掲載募集

当協会では、ホームページに掲載するバナー広告を募集しています。ホームページのバナー広告は多くの人の目に触れ、貴社のホームページへのリンクもできますので貴社の営業広告やイメージアップにご活用ください。なお、掲載料金等（消費税込み）は下記のようになっています。

掲載の申込みは協会事務局にご相談ください。

ホームページバナー広告掲載料

バナー掲載料	1年間の料金	() は会員外の掲載
	20,000円	(50,000円)
バナー画像作成料	3,300円	(企業ロゴ作成は別途料金)

注　掲載内容は、当協会ホームページバナー広告掲載要綱に基づいたものとします。

協会報への広告掲載募集

当協会では、協会報「ぎふ環境保全」(年4回)及び「協会要覧」(年1回)を発行しており、これに掲載する広告を募集しています。広告は協会報を通じて直接、読者の目に留まるほか、平成23年度からは協会ホームページからアクセスして最新号及びバックナンバーでも閲覧できるようになっており、こちらでも広告の効果が高まっています。

是非、貴社の営業広告やイメージアップ広告としてご活用ください。なお、掲載料金（消費税込み）は下記のようになっています。

掲載の申込みは協会事務局にご相談ください。

協会報広告掲載料

掲 載 面	印刷形態	1回の料金	() は会員外の掲載
表紙の裏面及び裏表紙の裏面	カラ一	30,000円	(40,000円)
	モノクロ	20,000円	(30,000円)
裏 表 紙	カラーのみ	40,000円	(50,000円)
本 文 中	カラ一	30,000円	(40,000円)
	モノクロ	10,000円	(20,000円)

注 1 分割の掲載の場合は上記料金の分割数分の1です。（広告原稿は広告主負担）

例 本文中カラーで8分の1の掲載4回 $30,000\text{円} \div 8 \times 4\text{回} \times 90\% = 13,500\text{円}$

本文中カラーで4分の1の掲載4回 $30,000\text{円} \div 4 \times 4\text{回} \times 90\% = 27,000\text{円}$

2 4回の連載で申込みの場合は、10%の割引となります。（1頁掲載の方はホームページのバナー広告も希望により無料掲載致します）

3 表紙及び裏表紙の裏面、並びに裏表紙への掲載の申込みは、現在受け付けておりません。

「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献



タカイ商事株式会社

産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県、滋賀県
福井県、京都府、大阪府、奈良県 公認)

許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくず
コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、
廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、
紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

積替保管

(岐阜市)

許可品目

燃え殻、汚泥、廃油

特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県 公認)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、切断、脱水、中和)

許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず
コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき
類、廃酸、廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

産業廃棄物の処理は
タカイ商事にご相談下さい

産業廃棄物総合焼却処理工場



〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

TEL (058) 239-9931

FAX (058) 239-9828

E-Mail takaisho@sweet.ocn.ne.jp

URL <http://www.takai-shoji.jp/>

自然に優しい未来を築きたい

We Love Nature & Future



HATSURI
KIMURA
CORPORATION

株式会社
はつり
研木村

■本社
〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■研木村リサイクルセンター
〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大ダラ917-1
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004



岐阜県
優良産廃処理業者



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会